

上演しました（国立能楽堂）。沖縄伝統芸能については、開場15周年記念特別公演として「琉球舞踊と組踊り」等7公演（国立劇場おきなわ）のほか、組踊上演300周年を記念する琉球芸能公演として「組踊と琉球舞踊」（国立劇場）を上演しました。

また、外国人を対象とした「Discover KABUKI」, 「Discover BUNRAKU」, 「Discover NOH & KYOGEN」, 「Discover KUMIODORI」を上演しました。伝承者養成事業では、平成31年3月現在、歌舞伎俳優6人、歌舞伎音楽（竹本）2人、歌舞伎音楽（鳴物）1人、歌舞伎音楽（長唄）2人、大衆芸能（寄席囃子）2人、能楽4人、組踊10人がそれぞれ研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

②現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*⁸。

平成30年度、公演事業としてオペラ「魔笛」、日本から世界に発信するオペラ創作委嘱作品「紫苑物語」、バレエ「不思議の国のアリス」、現代舞踊「Summer/Night/Dream」、演劇「ヘンリー五世」など、計29公演（275回）を実施しました。実演家研修事業では、31年3月現在、オペラ15人、バレエ12人、演劇35人がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場や舞台美術センター資料館において展示や各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。



国立劇場 外観

第13節 社会の変化に対応した国語・日本語教育に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤になるものです。時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

(1) 国語課題の検討

文化審議会国語分科会は「常用漢字表」（平成22年11月30日内閣告示）を踏まえ、平成28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」*⁹を取りまとめました。この指針では、印刷文字と手書き文字における表現の違いや、筆写の楷書ではいろいろな書き方

*⁸ 参照：<http://www.nntt.jac.go.jp>

*⁹ 参照：http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/jitai_jikei_shishin.pdf

があるもの、例えば「北」と「北」, 「令」と「令」の関係などについて、Q & A式の説明や字形比較表等によって、具体的に分かりやすく解説しています。その後28年4月から「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣いについて」の審議を始め、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）^{*10}」を取りまとめました。なお、30年4月から、公用文作成の在り方についての検討を開始しています。

（2）「分かり合うための言語コミュニケーション」

「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」（平成30年3月2日文化審議会国語分科会）では、1章及び2章で、現代におけるコミュニケーションについての課題を整理し、これからの時代に求められる考え方を提案しました。その上で3章では、言語コミュニケーションにおける「正確さ」、「分かりやすさ」、「ふさわしさ」、「敬意と親しさ」という四つの要素（図表24）を取り上げ、情報や考えを互いにやり取りし、共通理解を深めていくための方策について述べるとともに、Q & A形式による、具体的な説明を行っています。

多様化が進む社会においては、これまで以上に歩み寄りを大切にし、相手の言葉を寛容に受け止めつつ、自らは言葉や言葉遣いに留意するとともに更なる語彙を身に付け、またそれらを適切に運用できるよう前向きに取り組む必要があります。情報化に伴い変化してきた伝え合いのための手段や媒体の特性を意識しつつ、四つの要素とそれぞれの観点に留意してより良い言語コミュニケーションを目指すとともに、その重要性を社会全体で共有していくことが期待されます。

図表24 言語コミュニケーションにおける四つの要素



*10 参照：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/index.html>

(3) 国語に関する世論調査

社会変化に伴う日本人の国語意識の現状について調査するために、平成7年度から「国語に関する世論調査」を実施し*¹¹、その結果を毎年秋に公表しています。30年9月に公表した29年度調査では、現在、文化審議会国語分科会で審議中の「官公庁における文書作成について」に関する問いを中心に、全部で18の項目について調査しました。

また、「国語に関する世論調査」で平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果に基づいて作成した動画「ことば食堂へようこそ！」を、YouTube文部科学省公式チャンネルMEXTchにおいて公開中です*¹²。

Column No. 20

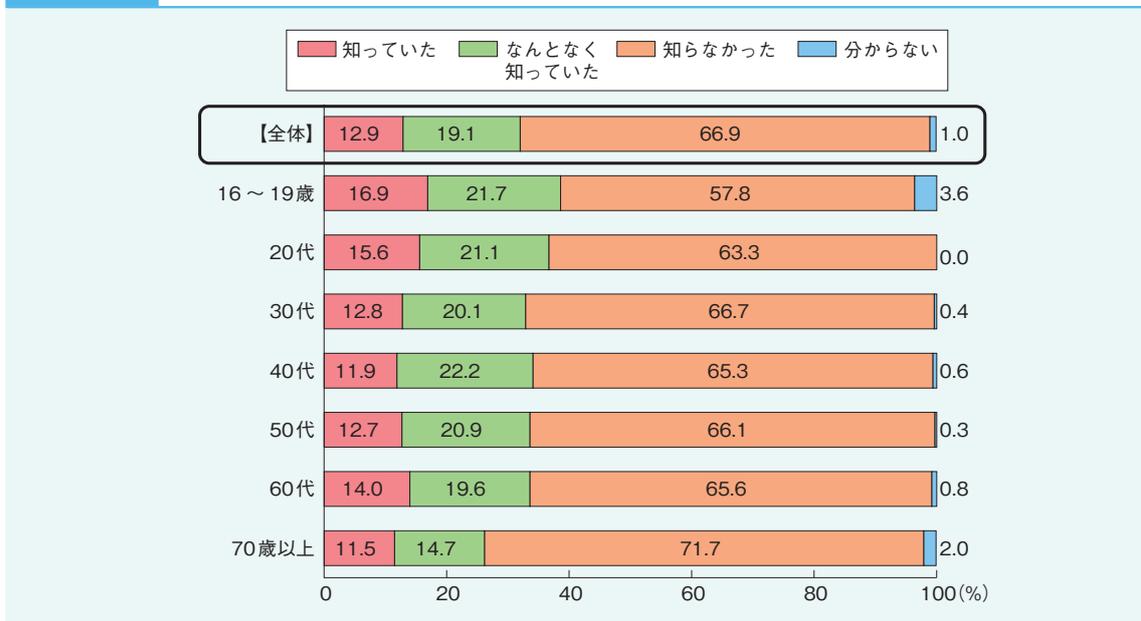
平成29年度「国語に関する世論調査」 ～表記の仕方が異なる場合があることを知っていますか～

平成29年度「国語に関する世論調査」では、国語や言葉への関心、句読点や符号の使い方、表記の決まり、メールの書き方、外来語についての意識、新しい表現や慣用句等の意味・言い方などを調査しました。

送り仮名の付け方など漢字の使い方について、学校で教わる表記の仕方と、官公庁などが示す文書や法令の表記の仕方が、例のように異なる場合があるということを知っていたかを尋ねました（図表25）。

	学校で教わる表記	官公庁などが示す文書や法令の表記
(例1)	仕分け	仕分
(例2)	申し込み	申込み

図表25 学校で教わる表記の仕方と、官公庁などが示す文書や法令などの表記の仕方の異なり



「知っていた」(12.9%)と「なんとなく知っていた」(19.1%)を合わせた「知っていた(計)」は32.0%となっています。「知らなかった」は66.9%となっています。

年齢別に見ると、「知っていた(計)」は、60代以下で3割台となっていますが、70歳以上では26.2%となっています。「知らなかった」は、16～19歳が最も低く57.8%

*¹¹ 参照：http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html

*¹² 参照：http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html

となっています。

こうした「国語に関する世論調査」の結果を踏まえ、文化審議会国語分科会において、官公庁における文書作成について、引き続き検討を行います。

(4) 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月にユネスコがアイヌ語など国内の八つの言語・方言^{*13}が消滅の危機^{*14}にあると発表したことを受けて、これらの調査研究や周知の取組等を行っています(図表26)。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地の方言に関する調査を行い、その保存・継承のための取組を支援しています。

図表26 ユネスコによる日本における消滅の危機にある言語・方言とその危機状況

【絶滅】	該当なし
【極めて深刻】	アイヌ語(北海道等)
【重大な危険】	八重山方言(石垣島, 波照間島等) 与那国方言(与那国島)
【危険】	八丈方言(八丈島, 青ヶ島等) 奄美方言(奄美大島, 喜界島, 徳之島等) 国頭方言(沖縄本島北部, 与論島, 沖永良部島等) 沖縄方言(沖縄本島中南部, 久米島等) 宮古方言(宮古島, 多良間島等)
【脆弱】	該当なし
【安全】	記載をせず

ユネスコが認定した危機言語・方言のうち、平成22年度と24年度にアイヌ語、奄美方言、宮古方言、与那国方言について、25年度と26年度に八丈方言、国頭方言、沖縄方言、八重山方言について、それぞれ危機度の実態や保存・継承のための取組状況を調査しました。

これらの調査結果を受け、平成27年度から、危機的な状況を周知するための「危機的な状況にある言語・方言サミット」と、研究者と行政等担当者の情報交換の場としての「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催しています。30年度はサミットを沖縄県宮古島市で、研究協議会を東京と宮古島市で開催しました。

さらに、平成25年度、26年度には、「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承するため、アイヌ語音声資料を文字化したり翻訳や注釈を作成したりするなどアーカイブ(保存記録)化に関する研究を行いました。そして、27年度からは、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化とアイヌ語のアーカイブ作成の支援に、30年度からはアーカイブ作成における文字化や翻訳ができ、後進の指導にも当たれる人材の育成にも取り組んでいます。30年度は、約280本のアナログ資料を対象としたデジタル化と、公益財団法人アイヌ民族文化財団(博物館運営準備室)及び北海道平取町立二風谷アイヌ文化博物館のアーカイブ作成の支援、公益財団法人アイヌ民族文化財団(博物館運営準備室)で人材育成を行いました。また、東日本大震災によって被災地の方言が危機的な状況にあると考え、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各方言の特徴と方言に対する意識を調査し、25年度から、被災地における方言の活性化支援事業を実施するなど被災地の方言の保存・継承に資する活動を支援しています。30年度には5企画を採択しました。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等につい

*13 ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も「言語」として扱っている。

*14 ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、【危険】、【脆弱】、【安全】と表している。

ては、文化庁ウェブサイトで公開しています*15。



危機的な状況にある言語・方言サミット（宮古島）



被災地方言の活性化支援事業（八戸）

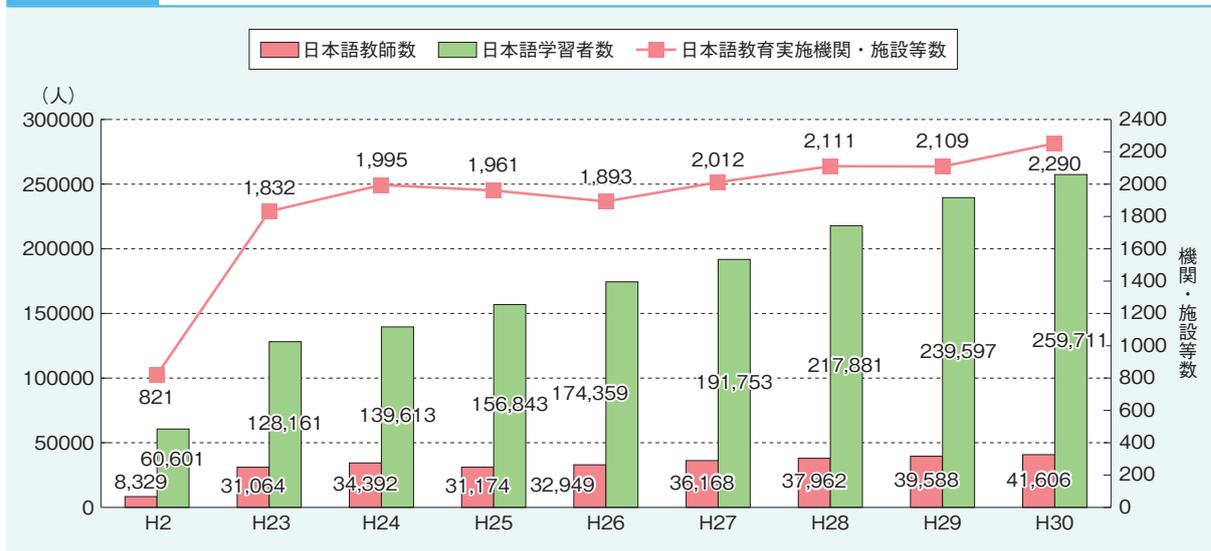
2 外国人に対する日本語教育施策の推進

（1）外国人に対する日本語教育施策

国内の在留外国人数は、約273万人と近年は200万人を超えて推移しており、我が国に中長期に在留する外国人が増加しています（平成30年12月末時点、法務省調べ）。国内の日本語学習者数は、約26万人（30年11月時点、文化庁調べ）となっています。日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます（図表27）。

このような状況の下で、文化庁は、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています（図表28）。

図表 27 日本語学習者数等



*15 参照：http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html

図表 28

日本語教育に関する主な事業

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

「生活者としての外国人」のための日本語教育の充実を目指し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材育成及び教材作成や、日本語教育の体制整備を推進する取組を支援するとともに、地域日本語教育コーディネーター研修を実施しています。

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

「生活者としての外国人」のための日本語教室がない地域（空白地域）を対象として、日本語教室立ち上げを支援する地域日本語教育スタートアッププログラムや、空白地域の外国人を対象とするICT教材の開発、情報交換のための研究協議会を開催します。

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

日本語教育人材の資質・能力を向上を図ることを目的として、日本語教育人材の養成プログラムや現職者研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施を行います。

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援事業の一環として、定住支援施設において日本語教育を行うとともに、施設退所後も難民及び支援団体等に対し、日本語教育相談や学習教材の配布等の支援を行っています。

日本語教育に関する調査及び調査研究

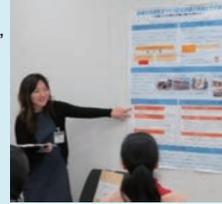
日本語教育実施機関・施設・教員等の実態を把握するための日本語教育実態調査のほか、日本語教育施策についての基礎資料とするための各種調査を実施しています。

日本語教育大会等の開催

日本語教育に対する理解の促進を図り、日本語教育の水準の向上と日本語教育の推進のために、日本語教育大会・研修を実施し施策の周知や情報交換を行います。

省庁連携日本語教育基盤整備事業

日本語教育推進会議等を通じて意見交換や情報の共有を行うとともに、関する各種コンテンツを集めた「日本語教育コンテンツ共有システム」を公開しています。



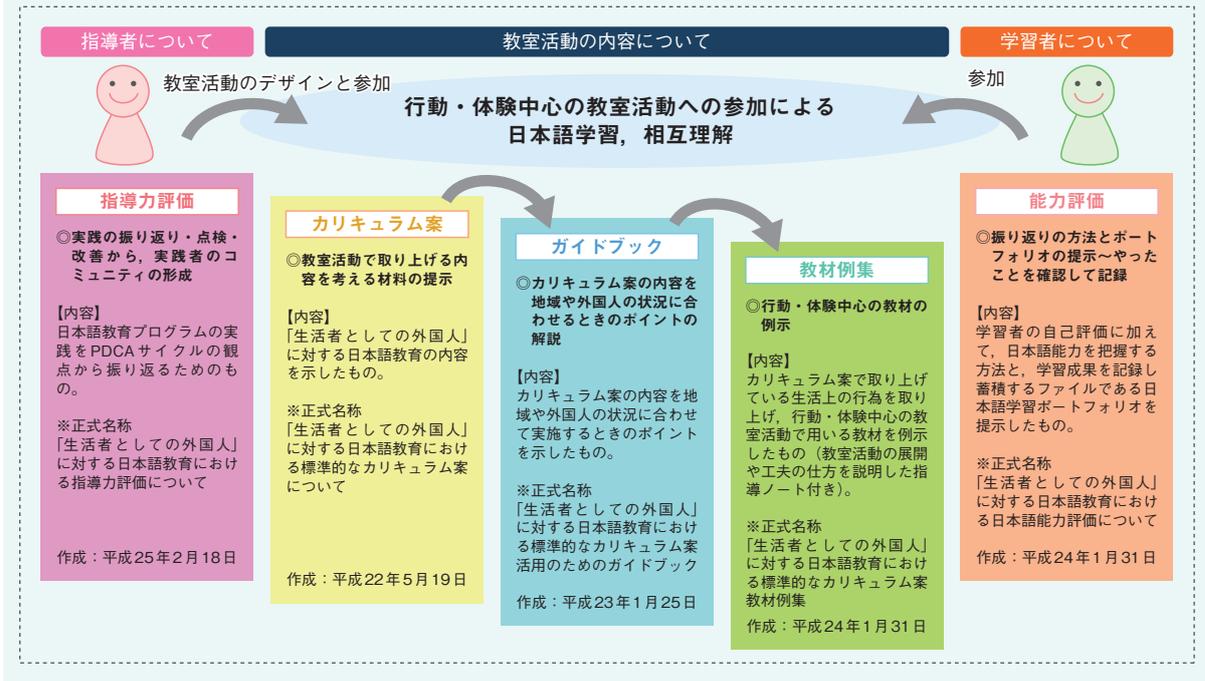
コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進

(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実

文化庁は、文化審議会国語分科会が取りまとめた『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』など（図表 29）を踏まえ、これらが地域の日本語教育を推進する上で一層活用されるよう、周知を図っています。

また、外国人材の受入れ拡大に向けて、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進、日本語教室空白地域解消の推進、日本語教育の先進的取組に対する支援、日本語教育人材の養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業等を実施するため、令和元年度予算として約 8 億円を計上しています。

図表 29 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラム実践のための5点セット



(3) 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

日本語教育をめぐる状況の変化に対応するため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は、「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、平成25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめ、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を11に整理しました。

平成28年5月からは、論点の1つである「日本語教員の養成・研修について」の検討を行い、30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめ、31年3月4日には新たな活動分野を加えた改定版を取りまとめました。

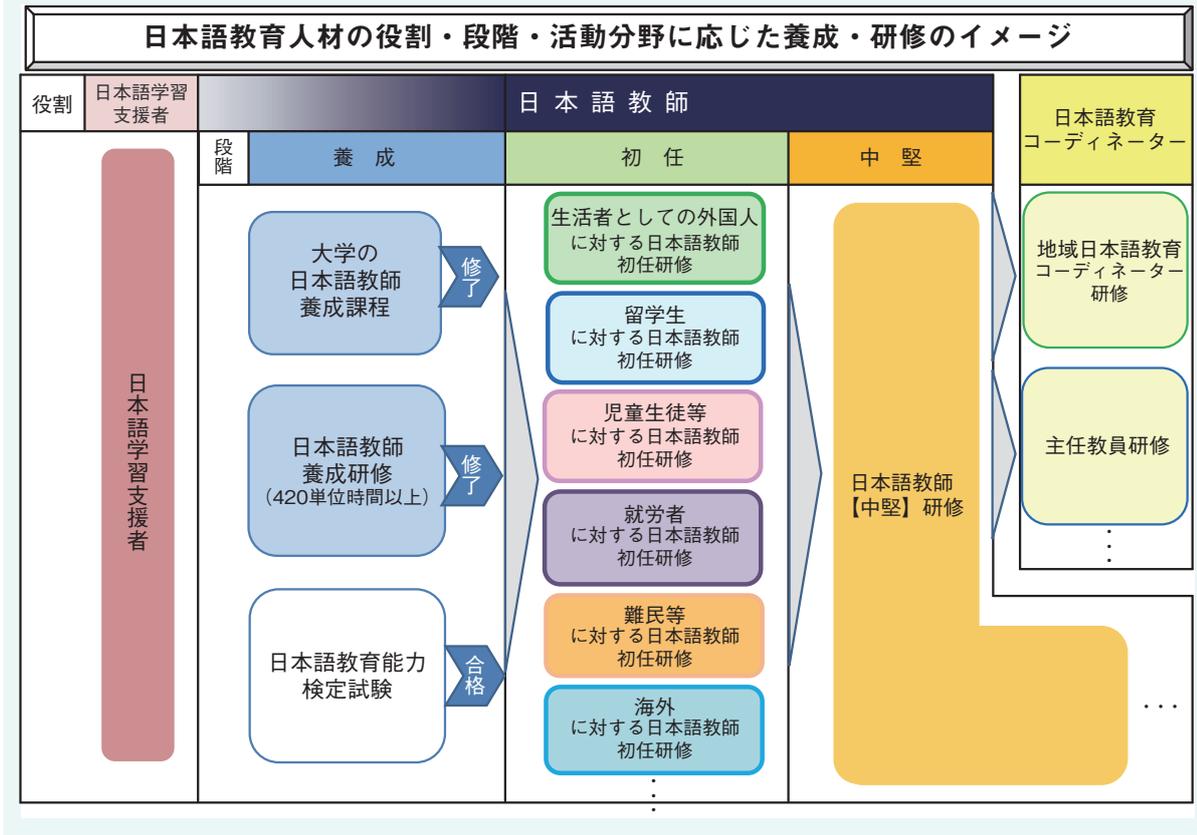
本報告では、日本語教育人材の役割を①日本語教師、②日本語教育コーディネーター、③日本語学習支援者の三つに整理し、日本語教師については養成、初任、中堅という三段階に区分しました。さらに、「日本語教育コーディネーター」については、地域の日本語教室における地域日本語教育コーディネーターと法務省が告示する日本語教育機関^{*16}における主任教員を検討の対象としました。

また、日本語教育人材の役割・段階・活動分野（「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外）ごとに、求められる資質・能力、教育内容及び教育課程編成の目安を提示しています。特に、日本語教師の養成段階における教育内容については、教育実習をはじめ、教授法、日本語教育のための日本語分析、文法体系、音韻・音声体系、文字と表記等、50の教育内容を「必須の教育内容」として示しました。平成30年度からは、本報告の内容の普及を図るとともに日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を実施するほか、30年11月から日本語教育能力の判定についての審議を開始しました。

*16 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める、在留資格「留学」が取得できる日本語教育機関

図表 30

日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



第14節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 海賊版対策を中心とした著作権分科会報告書

文化審議会著作権分科会においては、社会の要請を踏まえ、著作権制度の見直しなどについて検討を行っています。

平成30年度（第18期）においては、「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」や「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」をはじめとする著作権等の適切な保護を図るための措置のほか、「著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入」をはじめとする著作物等の利用の円滑化を図るための措置等について検討を行い、平成31年2月には、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめました。

具体的には、リーチサイト・リーチアプリについては、利用者を侵害コンテンツにアクセスすることを容易にすることで、その拡散を助長する蓋然性の高い場・手段であると評価されることから、①リーチサイトを運営する行為やリーチアプリを提供する行為、②リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツに係るリンクを貼る行為等の双方を規制していくこととされています。

また、侵害コンテンツのダウンロード違法化については、現行法上既に違法となっている音楽・映像以外のコンテンツについても、幅広く違法ダウンロードによる被害が確認されていることから、諸外国の取扱い等も踏まえ、対象範囲を拡大していくこととされました。そ